

## 大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会（第1回）に関する 追加意見

### 【田仲信夫委員】

第1回会合での皆さんの議論を聞き、モデル事業を早期に実施に移すということを考えると、以下のような方針で進めるのが現実的ではないか。

1. 利益相反、技術流出（営業秘密、安全保障貿易管理）については、すでに関係者が作成したガイドラインがあり、モデル事業はこれらのガイドラインをベースとして使用する
2. 「ガイドラインはあるが実施されていない」という指摘のとおり、なぜできていないのか、実施するためにはどのような方策があるのか、といった問題点を検討委員会で抽出する
3. 上記をベースにモデル事業を実施し、問題点を明らかにし、解決策の検討・提言を行う

利益相反、技術流出（営業秘密、安全保障貿易管理）ともに、大学における管理面（規程の整備、体制の構築、人材の確保など）は共通事項が多いと思う。特に、営業秘密、安全保障貿易管理については、ともに法令遵守の観点であり、資料4-1にあるように一緒に扱えるものだと思う。また、人材の確保についても、短期的には外部人材に頼る場面はあるかと思うが、URAなど内部人材の確保を進めていく必要があると思う。

（しかし、モデル事業で検証するのは難しいと思う。）

したがって、資料4-1のテーマ2を想定すると、①営業秘密管理指針作成のためのガイドライン、②経済産業省が公表している安全保障貿易管理にかかる機微技術ガイダンス（大学・研究機関用）と③産学連携学会が公表している安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドラインを集約し、

1. 何を管理の対象とするのか
2. どのように体制構築を行うのか
3. 普及・啓蒙を含めた運用をどうするのか

といった観点から整理するというを提案したい。

なお、安保管理については、居住者・非居住者といった問題は引き続き残っているものの、研究室の機器をすべてチェックすることは、研究を行う上で「規制の対象となっている試験機器などを使用するための技術を教える」ことが念頭にあると思うが、経済産業省の公表しているQ&Aで実質考えなくてよくなったこと、「広範な分野の技術の該非判定が大変」という点についても該非判定ツールとして「貨物・技術合体マトリックス」が経済産業省のホームページ上で公表され、管理する上での問題は改善しつつある。制度の普及

啓蒙が必要だが、行政側で大学向けの説明会の開催を計画しているという話も聞いていることから、制度の普及啓蒙に活用できると思う。

### 【伊藤伸委員】

当日の議論で主要な論点は指摘があったと考えている。私から加えるとすれば以下の 2 点である。

- ・ 利益相反マネジメントについて、審査に外部人材を入れる重要性の指摘があったと思う。株式会社の外部取締役とも似ているが、審査する分野の「土地勘」がないと話が噛み合わない一方、事情に詳しいことを優先して学内の特定の人物や活動と利害関係を有する人材を活用することは本末転倒になりかねない。外部人材というだけで、透明性、中立性が確保される訳ではないことに留意が必要だと考える。
- ・ 質問に近いのだが、安全保障輸出管理については、緩和の流れもある。この流れと大学マネジメントとの関係を整理することについて、この委員会で検討するのか？

### 【新谷由紀子委員】

#### 1. 大学が抱える問題点についての意見

##### (1) 利益相反問題について

- ア. 産学連携が益々活発化するとともに、国立大学でも研究成果活用支援事業に出資することが可能になるなど状況の変化もあり、大学として組織としての利益相反に真剣に取り組むべき時期に来ていると思われる。しながら、各大学の実態は、2012 年民間企業と共同研究を実施した大学を対象としたアンケート調査によると、組織としての利益相反ポリシーを制定・運用している大学は極めて少数である。このような現状では、各大学が組織としての利益相反マネジメントに取り組めるような一定のモデルポリシーを示すなど、ガイドラインが必要である。
- イ. 上述の調査における大学側の意見としては、利益相反マネジメントは明確な線引きや基準がないため、ポリシーを制定しても実際にどのように運用していけばよいのかわからないというものが多い。利益相反状態をどのように判断して管理していくべきかに関して、モデル事例を挙げながら、単なる議論のポイントを示すのみではなく、どのように解決していくかについてまで言及した事例集の必要性を感じる。
- ウ. 利益相反問題のみならずリスクマネジメントについて全般に言えることであるが、あまり規制を強化する方向は好ましくない。それは産学連携や国際交流を阻害することにつながるからである。利益相反マネジメントや輸出管理等を厳格化し、そこに時間と労力を配分すれば当然のことながら限られた資源しかない大学本来の活動は委縮する。大学本来の活動を阻害しないレベルでの合理的なマネジメントのための最低限の

方法を提示する必要がある。

- エ. 最終的には複数の者で審議するための利益相反委員会は必要であるが、事実上、利益相反問題に関しては相当な知識を持った者の検討が必要であり、その者の判断を元にさらに委員会で審議をするという方法が採用されることで、利益相反マネジメントの実効性が担保されるということがいえる。そのためには、利益相反マネジメントを担う中核的人材の育成を国が支援することは有益である。

#### (2) 安全保障輸出管理について

- ア. 大学で対象となる機微技術は多岐にわたり 1 名、多くて数名の担当者では該非判定・キャッチオール規制確認など詳細な確認を行うことは事実上不可能である。大学において輸出管理を実効あるものとするためには、技術を保有している教員等が自覚して判定することが不可欠である。特に機微技術に関連する分野の教員等の意識の向上が必要であり、そのための有効な施策の検討が求められる。
- イ. 輸出管理では留学生や外国人研究生への技術提供が問題になるが、他方では、大学にとって教育・研究における国際交流は極めて重要であるので、これらの活動を阻害することなく安全保障輸出管理を行うためにはどのようにすればよいか重要な課題となる。

#### (3) 営業秘密について

- ア. 大学においては研究成果を公知にできないのは致命的なことであり、修士論文等の発表を控えた大学院生などにとっては極めて深刻な問題につながる。このことについて十分配慮した営業秘密管理のあり方について提言をする必要がある。

### 2. 今後検討すべき事項（「資料4-1 検討の方向性（案）」）についての意見

予定では中間取りまとめの時期が差し迫っており産学官連携に伴うリスクのすべてを取り扱うことは困難であるので、「検討の方向性（案）」のうち、「(1) 利益相反マネジメント」と「(2) 技術流出防止マネジメント」のみを取扱い、「(3) その他」については、課題を提示する程度にして、その後最終とりまとめの際に補足するようにはどうか。

その場合に、特に留意してほしい点は以下のとおり。

- (1) 産学官連携に伴うリスクマネジメントについては、これまで、大学の学長を始めとする執行部の理解が乏しいというのが、現場での体制整備がなかなか進まない主な原因であったと思われる。したがって、利益相反マネジメントにしる、技術流出防止マネジメントにしる、第一に、適正な管理が求められる背景とその必要性・緊急性を十分に説明する必要がある。
- (2) 第二に、全学的な取組み体制を構築していくにはどのようにすればよいかを明らかにする。
- (3) 第三に、大学としての特性を考慮した場合に、研究の自由に対する配慮や学生に対する教育上の配慮など、特に大学として注意しなければならない事項を記述する必

要がある。

- (4) 上記のほか第四として、大学としてトラブルが実際に発生するのを防止するための、事前の予防措置についても重点的に記述する必要がある。

上記(2)の技術流出マネジメントのうち、安全保障貿易管理については経済産業省からガイダンスが、産学連携学会からはガイドラインが、営業秘密管理については経済産業省からガイドラインが出されており、しかも、それらは詳細を極めている。今回、それらを繰り返すのでは意味がないので、上記四つの点に絞った記述とすることが考えられる。

### 【足立和成委員】

表題の内容に関して、現時点で明らかな二つの問題点について述べる。

最も深刻なのは、やはり産学官連携、特に企業等との研究・開発業務に学生が参画している(させられている)現状があることだ。学生は本来、授業料などを支払って、自らの学問的・専門的能力を高め、その証明としての学位を得るために大学に来ており、一般的には大学と雇用関係にはなく、その産学官連携業務に従事する者として適正な賃金が支払われているわけでもない。そうした学生に、「誓約書」や「覚書」といった契約によって、技術情報に関する守秘義務を負わせ、産学官連携業務に従事させるということは、単に教育上問題があるというだけではなく、大学の業務のために学生に違法な無償労働を強いているという解釈が、場合によっては成立し得る。実際そうした場合、学生には、守秘義務を伴う研究への従事を拒絶することが事実上認められていなかったり、拒絶する権利があることが説明されていないことが多い。

仮に当該学生への十分な説明とその理解及び主体的な同意が得られていたとしても、同じ研究室における、研究上の守秘義務が課されている学生とそうでない学生との間の人間的交流において、教育上の阻害要因となることは明らかである。また、当該学生への純粋な教育的指導が、産学官連携業務としての当該研究の進捗管理から全く影響を受けないようにすることは、至難の業である。そうした研究に学生に従事させる事は、大学あるいは大学院における教育を、やはり、多かれ少なかれ、歪めざるを得ない。

確かにアメリカ合衆国などにおいても、守秘義務を伴う研究・開発業務研究に参画する学生は存在するが、そうした学生は大抵の場合、フルタイムの職員と同等の待遇で大学もしくは産学官連携相手の組織に雇用されており、単なる学生の立場で参画してわけではない。我国の大学等においても、守秘義務を伴う産学官連携業務に学生を参画させるのなら、原則として、そうした学生は産学官連携のいずれかの当事者が定時勤務職員と同等の待遇で雇用し、当該機関における就業規則に定められた守秘義務を負う職員として扱うべきであろう。ただ、大学院博士課程の学生等が、先端的な研究を行うための知見を取得するためにやむを得ず、かつ自ら希望してそうした産学官連携業務に参画するような場合には、

必要な措置を取った上で、これを例外的に認めても良いかもしれない。

いずれにせよ、「実践的教育」の名の下に、学生を産学連携業務のための事実上の無償の労働力として扱うようなことは、明らかに学生の人権の侵害であり、あってはならない。

次に、不正競争防止法第6条や特許法第104条の2等に規定されている「態様明示義務」、即ち（知的財産や技術情報に関わる）「侵害の行為を組成したものとして主張する物又は方法の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない」という義務との関連で、大学等における産学官連携活動、特に共同研究において生じる解決困難な問題があることを指摘したい。それは、市場で競合する複数の企業と同じ大学等との研究協力関係が、ほぼ同時期に存在することが珍しくないことによって生じるものである。

例えば、ある大学の工学部のA教授を研究担当者に指定した共同研究契約がその大学とX社との間で結ばれ、当該共同研究が現に進行している状況下で、その共同研究契約の存在を全く知らない同じ工学部のB教授が、運営費交付金や奨学寄付金の一部を使用して自主的に行った自身の研究から発明を創出し、大学へ発明届出を行った上で、それを個人的にX社と市場で競合関係にあるY社と共同で特許出願したとする。この場合、発明届出の時点では通常、大学は、自身と契約関係にないY社とB教授との関係を関知し得ない。しかしたとえ偶然にせよ、B教授の発明の内容が、X社とA教授との共同研究の成果の全部もしくは一部の内容を含んでいた場合、もしB教授の発明を大学が職務発明とした上で、その発明が進行中のX社との共同研究の内容に関係するものであることに気がつかず（殆どの場合、大学はそこまで把握していない）、B教授とY社によるその権利化を認めていたりすると、B教授の大学における「職務」として行われた発明の創出とそのY社との権利化が、同時期の大学の共同研究契約の相手方であるX社の利益を著しく害したことになる。

ここでもしX社が、大学における秘密管理上の過失等を理由に、その損害賠償を求めてきたとすると、大学は、B教授の発明が大学における「職務」として行われたものにも関わらず、その発明がX社とA教授との共同研究とは無関係に偶然創出されたものであって、大学に秘密管理上の落ち度は全くなく、Y社の存在も関知し得なかったので、X社の利益を害する意図は大学には全くなかった、ということを証明しなければならなくなる。この場合、不正競争防止法第6条もしくは特許法第104条の2の態様明示義務の規定により、相手の権利を侵害したとされる側がそうした侵害をしていないことを証明しなければならないからだ。

B教授の発明が、大学によって職務発明と認定されておらず、大学が届け出られたB教授の発明創出の背景を事前にも事後にも全く関知し得なかったものとしても、大学の責任が完全に回避できるかどうかは微妙だろう。ただ、学問の自由の原則に基づき、研究の課題やその手法の選定が各教員の自由な選択に基本的に委ねられており、各研究の具体的な

進捗を使用者（大学）側が全く把握していない場合、そこでたまたま創出された発明を「職務」として行われたものと断じることには議論があると考えられるから、秘密管理上の明白な瑕疵が大学にない限り、その責任が問われるとは限らないと考えられる。

こうした問題は、大学等の組織としての利益相反の問題のように捉えられる向きもあるかもしれないが、不正競争防止法や特許法等における態様明示義務の規定から考えると、むしろ純然たる法令順守の問題ではないだろうか。特に職務発明に関わる技術情報の管理体制が問題となろう。安易な職務発明の認定は危険だということにもなるのではないか。

### 【三尾美枝子委員】

利益相反について10年ほど前にUNITTの講演で話をしたことがあるが、その後UNITTに参加して、大学の産学連携担当者の話を聞いていると、大学間で若干の差はあるものの、この10年で、少なくとも産学連携等担当者の間では、利益相反マネジメントが相当浸透してきたという印象を持っている。

今回大学組織としての利益相反という新たな課題が付加されますので、これに関してはガイドライン等の整備が必要とは思いますが、上記の利益相反についての浸透を考慮すると、今後重要なことは、ガイドライン自体より、大学の中に利益相反マネジメントを運用し、周知徹底する仕組みを確実に作るということではないかと思う（添付参照）。

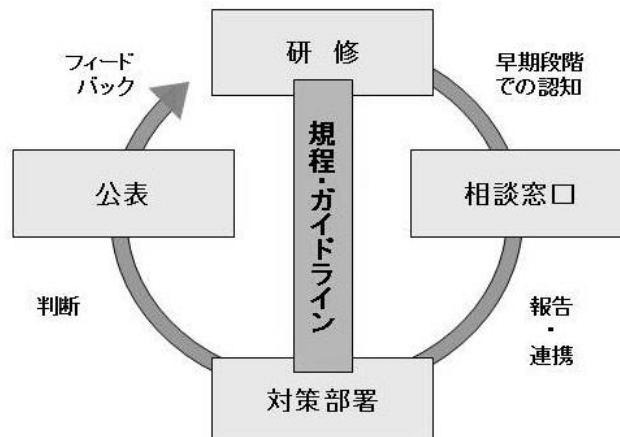
大学の学長等組織としてのトップに十分理解してもらうことが最低限必要だと思う。

また、単体の大学で仕組みを作ることが難しければ、外だしの仕組みでもいいと思う。

技術流出防止マネジメントも前記と同様の意見ですが、加えて学生に対する秘密保持対策について、学生と大学の根本的關係から来る困難な問題がある。これまで検討されてきたが、結局議論が繰り返されるだけで、結論が先延ばしになっているとの感が否めない。

困難であるというだけでは解決策を得られないので、今回割りきって明確な線引きの基準を作成し、それを大学に示すということが有効ではないかと思う。

- (1)ガイドラインの策定
- (2)相談窓口の設置、運用
- (3)解決に向けた対策部署による検討
- (4)マネジメント結果の公表等
- (5)研修の実施



### 【野口義文委員】

産学官連携にかかるリスクは、大きく5つあると思われる。

1. 利益相反
2. 技術流出
3. 特許権
4. 研究費不正
5. 成果不正

それに加えて、+アルファの観点として1. 国際、2. 外部資金人材の互りの問題もある。

上記の1. 利益相反と2. 技術流出を取り上げることは重要だと思う。

1. 利益相反の事例蓄積や医学系分野の問題点、人文社会科学系教員の多い私立大学の視点など、13年前の報告から、かなり様相が変わってきているので、重要だと思う。

2. 技術流出は、文部科学省が考える安全保障貿易管理マネジメント、体制未熟な大学がほとんどであり、大学のグローバル化推進に伴い留学生問題もからむので、重要だと思う。

3. 特許権は、資料4-1で「(3) その他」扱いになっているので、「おまけ」に見えてしまう。よって、テーマ(固有名詞)をつけるのが良いと思う。例えば、特許権の侵害

等、特許マネジメントを法令違反の観点から議論できないか。また、記述にある”報奨”等はリスクマネジメント課題にはならないと思うがどうか。

4. 研究費不正、5. 成果不正は、改正ガイドラインと新ガイドラインに即したものであり、産学官連携活動でも大いに起こり得るので、重要だと思うが、すでにガイドラインも出ており、他部会でも入念に議論されているので、本委員会で検討しなくてよいと思う。

+1の国際だが、国際産学連携が活発化させるにあたり、海外研究者受入（留学生含む）の際の入管法等、受入問題にもリスクが山積だと思う。

+2の外部資金人材の亘りは、改正労働契約法との関連もあるが、外部資金で食いつなぎ、A機関からB機関へ亘りをしている研究者が多数存在している。これはキャリアパスではなく、多くがキャリアダウンである。産学連携事業で、外部人材を募集しても、そのような方が多数申し込んできているのが現状である。産学連携人材の流動性に潜むリスクマネジメントもあると思われるので、本委員会での検討も必要ではないか。

また、タイトルから見た本委員会の方向性は、適切にマネジメントしなければ、有形無形の損害が生じる産学連携活動にかかるリスクを具体的に洗い出し、その対処の方向性（ガイドライン）や対処法について報告を取り纏めることであると考えている。

その上で、上記マネジメント事項を整理した上で、「産学官連携リスクマネジメント」の項目を洗い出し、（1）利益相反マネジメント、（2）技術流出マネジメント、（3）産学官連携人材流動化マネジメント、（4）〇〇マネジメントといったように、名称の後ろに「マネジメント」をつけるようにしたら分かりやすくなるのではないではないか。

課題は、現状関係する法令、規定、ガイドライン、〇〇報告書などとのリンケージを示してもらえれば、「見直し」「廃止」「新規制定」などめりはりの利いた判断や議論もできるのではないか。

### 【伊藤正実委員】

1. 大学の理工系の研究者は未公開の研究成果の取扱いについては神経を使うことが一般的であると言って良いであろう。何故なら、公式に論文や学会発表がなされるまでは、成果の学術的なプライオリティが確保できないからである。一方で、神経をはらっているとんでも、不正競争防止法の観点に立った情報管理が必ずしもなされているとは言えない。
2. 論文発表や学会発表がなされている部分は、当該研究者の持つ知識のごく一部でしかないことも一般的であり、その背景には膨大なノウハウや知識があり、その目に見えない部分が、その研究者（あるいは研究室）のコアコンピタンスと言って良いと思わ



れる。この部分はかなり属人的な要素も含まれ、これを大学が組織として管理することは事実上不可能である。個々の教員の情報管理に対する意識を向上させることがこの場合極めて重要と言えよう。こうした事から企業での営業秘密管理の考え方をそのまま大学に適用することは馴染まないことにも注意を払うべきであろう。

3. また、産学連携における企業との間の営業秘密管理のあり方については、たいていの場合、その連携の構造が大学から企業への当該専門分野における“知識”の移転から成り立っている事も考慮すべきである。企業側が営業秘密として大学側に管理を要求するような情報は“企業側が産学連携による成果を具体的にどのように活用されることを考えているのか”等、多くの場合、パターンが決まっているのではないか。
4. 安全保障貿易管理については、既に輸出管理をおこなっている大学においても様々な困難に直面していることは、平成26年8月に CISTEC 等によって出された“大学に係る安全保障輸出管理行政に関する包括的改善要請書”からも見て取れ、こちらの要請書の中にほぼ網羅的に現状の問題点が記載されている。
5. 一方で、中小規模の大学での安全保障貿易管理体制を敷いている大学は決して多いとは言えない。これは、専従の輸出管理業務担当者を置く余裕がないことだけに起因するものではない。中小規模の大学においては、研究者数から言って、想定される懸念の度合いが必ずしも大きくないと考えられていることから、輸出管理業務の必要性をあまり感じていない。また、該非判定や許可申請の業務に煩雑さを感じている事にも起因する。こうした中小規模の大学の輸出管理体制の構築を促すための支援をおこなうことは有意義であろう。